

平成 29 年 3 月 23 日

お客さま 各位

三条信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は、三条信金をご利用いただき誠に有難うございます。

昨今、振り込め詐欺の被害が多発しています。特に、キャッシュカードによる振り込みが不慣れな高齢者のお客さまを A T M コーナーに誘導してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対策として、下記のとおり、キャッシュカード振込機能の一部制限を実施させていただきます。

大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制限の内容

次のお客さまはキャッシュカードによる振込ができなくなります。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来どおりご利用いただけます。

(1) 対象となるお客さま

満 7 0 歳以上のお客さまで、当金庫および他金融機関の A T M から、3 年間以上キャッシュカードによる振込取引をされていないお客さま

(2) 対応開始時期

平成 29 年 4 月 17 日より (順次対応いたします)

2. その他

上記のお客さまで、キャッシュカードによる振込を希望されるお客さまは、お手数をお掛けしますが、平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し込みください。

本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

本件について、ご不明な点がございましたら、当金庫窓口までお問い合わせください。

以上